

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 0-99おかやまおしえてネットといたします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市におきます。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもの発達段階を知ることの重要性に着眼し、子育てについての情報の提供や、各種講演会、イベント、出張講座などの事業を通して、子育てに対する不安を軽減し、多くの人が楽しんで子育てすることができ、子育てを通して自分育てができる社会環境作りに貢献することを目的にします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行います。

- (1) 遊び文化継承・交流イベント事業
- (2) 子育て相談事業
- (3) 子育て支援交流事業
- (4) 読書啓発事業
- (5) 子育て研修事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第6条 この法人は、事業活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げるその他の事業を行います。

- (1) 物品販売
2. 第1項に掲げる事業は前条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、前条に掲げる事業に充てます。

## 第3章 会員

(会員の種類)

第7条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体(法人を含む)
- (2) 賛助会員  
この法人の活動趣旨に賛同し、主に資金援助を行う個人及び団体(法人を含む)。

#### (入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めません。

2. この法人に会員として入会しようとするものは、入会申込書に初年度の会費を添えて代表理事に申し込み、代表理事は正当な理由がないかぎり、入会を認めなければなりません。
3. 代表理事は前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

#### (入会金及び会費)

第9条 会員は、入会金及び会費を納入しなければなりません。

2. 入会金及び会費の種類、金額、納入方法等は、理事会の議決を経て別に定めます。

#### (会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第11条 この法人を退会しようとするものは、退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができます。

#### (除名)

第12条 会員が次の各号に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (会費等の不返還)

第13条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しません。

## 第4章 役員等

#### (種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員をおきます。

- (1) 理事 4名以上8名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事とします。

#### (選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任します。

2. 代表理事は、理事の互選により決定します。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

#### (職務)

第16条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理します。

2. 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しません。
3. 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
5. 監事は、次に掲げる職務を行います。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第17条 役員任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長します。
3. 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終了するまでを任期とします。
4. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
5. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

#### (欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

#### (役員解任)

第19条 役員が次の各号に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (役員報酬)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2. 役員には、その職務を行うために要した費用を支払うことができます。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

## 第5章 総会

#### (種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、総会は、正会員をもって構成します。

#### (権能)

第22条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決します。

- (1) 事業報告及び活動決算の承認

- (2) 役員を選任・解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他、理事会が総会に付議すべき事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催します。

2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、代表理事が招集します。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
3. 総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した個人である正会員の中から選出します。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2. 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができます。
3. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、前2条、次条第1項第3号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなします。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した個人である正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2

名以上が記名、押印しなければなりません。

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成します。

2. 監事は、理事会に出席し、意見をのべることができます。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 役員の職務・報酬
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 委員会・事務局の組織および運営
- (6) その他総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集します。

2. 代表理事は前条2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールでもって、少なくとも3日前までに通知しなければなりません。但し、議事が緊急を要するときは、代表理事が必要を認めて招集することができます。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事が指名する理事がこれにあたります。

### (定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することはできません。

### (議決)

第36条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

2. 理事会においては、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができます。但し、議事が緊急を要するものは、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではありません。
3. 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができません。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2. 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決権を行使することができます。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、理事会に出席した者とみなします。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電子メール表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければなりません。

## 第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第39条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができます。

2. 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は事業を遂行します。
3. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

(事務局)

第40条 この法人は、事務を処理するために事務局を設けることができます。

2. 事務局には、事務局長その他の職員若干名を置くことができます。
3. 事務局の組織及び運営、職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めます。
4. 事務局長は、理事会の承認を経て、代表理事が任命し、職員は事務局長が任命します。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 財産目録に記載された資産
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とします。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理します。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とします。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、代表理事は理事会の議決を経て、活動予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収益費用を講じることができます

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければなりません。

## 第9章 解散及び合併、定款の変更

(解散)

第52条 この法人は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、解散することができます。

2. この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、解散決定の総会にて法第11条第3項に掲げる者のうちから選定し、譲渡するものとします。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得て、変更することができます。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし、

法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行います。

## 第11章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

### 附則

1. この定款は、法人の成立の日から施行します。
2. 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会で定めます。
3. 本会の設立当初の役員は、次のとおりとします。

代表理事	洲脇美智子
副代表理事	横田征也
理事	薬師寺真
同	谷由美子
同	春木香里
同	戸田雅子
同	八巻聡子
監事	水内透
同	秋山年章

4. 本会の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとします。
5. 法人成立により任意団体0-99おかやま おしえてネットNPO法人化準備会の財産は、本会が継承します。
6. 本会の設立当初の入会金および会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とします。

(1) 正会員の入会金	個人・非営利組織	3,000円
	行政組織・営利組織	6,000円
(2) 正会員の年会費	個人・非営利組織	7,000円
	行政組織・営利組織	14,000円
賛助会員の年会費		1,000円